

前橋市国民健康保険運営協議会 様

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額を下記のとおり改正したいので、
前橋市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めま
す。

令和 7 年 1 月 3 0 日

前橋市長 小 川



記

1 国民健康保険税の軽減基準額

区 分	現 行	改 正 案
5 割軽減世帯 判定基準	前年総所得金額等が、43 万円※に 被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万 5 千円</u> を加算した 金額を超えない世帯	前年総所得金額等が、43 万円※に 被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>30 万 5 千円</u> を加算した 金額を超えない世帯
2 割軽減世帯 判定基準	前年総所得金額等が、43 万円※に 被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>54 万 5 千円</u> を加算した 金額を超えない世帯	前年総所得金額等が、43 万円※に 被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>56 万円</u> を加算した金額 を超えない世帯

※納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の
場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額

2 適用区分

改正後の国民健康保険税の軽減基準は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険
税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の
例による。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。